

大和大学白鳳短期大学部卒業論文に関する規程

第1条 卒業論文に関する取り扱いは、この規程に定めるところによる。

第2条 卒業論文を課すか否かについては、専攻長がこれを提起し、学長がこれを決定する。

第3条 卒業論文の指導教員は、専任の教授、准教授又は講師でなければならない。

第4条 実技を行う分野にあつては、演奏若しくは作曲又は制作をもって卒業論文に代えることができる。

第5条 学生は作成しようとする卒業論文の科目、予定題目及び指導教員を選択し、当該教員の承認を得るものとする。

第6条 卒業論文の題目は、指導教員の承認を得なければならない。

第7条 卒業論文は、所定の期日までに指導教員を経て専攻長に提出しなければならない。

2 前項の期日までに提出されなかった卒業論文は、その年度内に審査を行わないことがある。

第8条 卒業論文は、指導教員が主査となり専攻長及び専攻所属教員が審査し、合議のうえ、評価する。

第9条 卒業論文の成績は、専攻長がこれを取りまとめ、学長へ提出することとする。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。